

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

福岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 三 浦 正

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成 20 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える

6 広域連合長は、前項の決定に変更があったときは、速やかに保険料減免変更決定通知書（様式第 39 号の 2）により申請者に対し通知するものとする。

別記様式第 31 号及び別記様式第 32 号を次のように改める。